

東京都環境影響評価条例に定める基本手続
(事業段階環境影響評価手続および事後調査手続)

環境影響評価調査計画書

- 図書の縦覧・閲覧：平成 31 年 3 月 5 日～3 月 14 日
- 都民意見の提出：平成 31 年 3 月 5 日～3 月 25 日
- 区長意見の提出：平成 31 年 3 月 25 日
(平成 31 年 3 月 22 日に練馬区環境審議会で審議)

環境影響評価項目 (全 17 項目)

- ・ 選定した項目 (8 項目)
 - ① 騒音・振動 ② 土壌汚染 ③ 日影 ④ 電波障害 ⑤ 景観
 - ⑥ 史跡・文化財 ⑦ 自然との触れ合い活動の場 ⑧ 廃棄物
- ・ 選定しなかった項目 (9 項目)
 - ① 大気汚染 ② 悪臭 ③ 水質汚濁 ④ 地盤 ⑤ 地形・地質
 - ⑥ 水循環 ⑦ 生物・生態系 ⑧ 風環境 ⑨ 温室効果ガス

環境影響評価書案

- 図書の縦覧・閲覧：令和 2 年 10 月 6 日～11 月 4 日
- 説明会の開催：令和 2 年 10 月 7 日～15 日
- 都民意見の提出：令和 2 年 11 月 19 日
- 区長意見の提出：令和 2 年 11 月 19 日 【今回の手続】

環境影響評価準備書に係る見解書

- 図書の縦覧・閲覧
- 都民の意見を聴く会

環境影響評価書

- 図書の縦覧・閲覧

事後調査手続

【今後の手続】